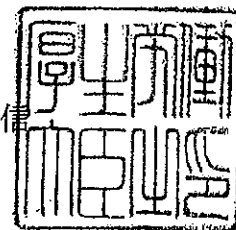


厚生労働省発薬生1013第43号  
平成29年10月13日

薬事・食品衛生審議会  
会長 橋田 充 殿



厚生労働大臣 加藤 勝 信



諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 デカブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィンを法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する政令で定める製品の指定並びに法第25条に規定する政令で定める用途の指定
- 2 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）又はその塩の法第24条第1項に規定する政令で定める製品の指定及び法第25条に規定する政令で定める用途の指定並びに法第28条第2項に規定する政令で定める製品の指定